

京都市 AI・ロボティクス導入支援 PoC 補助金（令和 8 年度）実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、京都市内中小企業等による、AI、IoT、ロボティクス等のデジタル技術を活用した試作や、業務の高度化・効率化に向けた概念実証（PoC）等の取組を推進することを目的として、京都市内の中小企業を対象に、公益財団法人京都高度技術研究所（以下「当財団」という。）が実施する「京都市 AI・ロボティクス導入支援 PoC 補助金事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を規定するものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 拠点 本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する本店・支店、営業所、事業研究所等をいう。
- (2) 中小企業等 別表 1 に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれかを満たす法人又は個人をいう。

（補助内容）

第 3 条 本事業における支援内容は、以下に該当する事業に対する補助金の交付とする。

- (1) AI、IoT、ロボティクス等のデジタル技術を活用し、業務の高度化・効率化、生産性向上又は新たな付加価値創出に係る概念実証（PoC）を主たる目的とした事業であること。
- (2) 概念実証（PoC）にあたり必要とする試作モデルの作成や、実証的な導入検討を行う事業であること。なお、概念実証（PoC）に必要とする試作モデルの作成自体も成果として認めることとする。
- (3) 本事業による概念実証（PoC）を踏まえた本格的な技術導入の結果として、業務の高度化・効率化、生産性向上又は新たな付加価値創出に関する効果が具体的に見込まれること。

（補助対象者）

第 4 条 本事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、京都市内に主たる事業所又は事業拠点を有する中小企業等とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は、本事業の補助対象者としな

- (1) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）
 - ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等
 - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業
 - ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③のいずれかに該当する会社が所有している中小企業
 - ⑤ ①～③に該当する会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている会社
- (2) 京都市税を滞納している者
- (3) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (4) みなし同一事業者（別記）による複数の申請
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (6) 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (8) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは

- 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (10) 購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(5)から(9)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (11) (5)から(9)まで (10)の場合を除く。)のいずれかに該当する者を購入契約その他の契約の相手方とした場合に、当財団が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者
- (12) 前各号に規定するもののほか、当財団理事長が不適當であると認める者

(補助率及び補助額)

- 第5条 補助率は、補助対象経費の3分の2以内とし、補助上限額は、200万円とする。なお、補助金の額は、予算の範囲内において交付する。
- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(補助対象期間)

- 第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、第9条第2項に規定する交付決定通知日から令和9年2月26日までとする。

(補助対象経費)

- 第7条 補助対象経費は、別表2に掲げる経費のうち、原則として、対象期間内に発注・契約を行い、納品、支払いの全てを完了し、証憑等によりその事実を確認できる経費とする。

(交付の申請)

- 第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、京都市 AI・ロボティクス導入支援 PoC 補助金交付申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）を別に定める募集要領に掲げる書類を添えて、当財団が指定する期日までに当財団理事長に提出するものとする。

(交付の決定)

- 第9条 当財団は、前条に規定する交付申請があった場合は、審査会において内容を審査し、当財団が採択の可否及び交付を決定する。なお、審査は非公開とし、審査の途中経過並びに審査結果についての問合せには応じない。
- 2 当財団は、前項に規定する決定を行ったときは、速やかに京都市 AI・ロボティクス導入支援 PoC 補助金交付決定通知書（第2号様式）又は京都市 AI・ロボティクス導入支援 PoC 補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。
- 3 当財団は、必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定を行うことができる。

(事前着手)

- 第10条 申請者は、第9条に規定する補助金交付決定日以前に本事業に着手した場合、原則として補助金の交付を受けることができない。ただし、次の各号に該当し、かつ補助金交付決定前に事業に着手する必要があると当財団が認める場合に限り、令和8年4月1日以降の着手分については、事前着手届（第4号様式）を当財団に提出することにより、補助金交付決定日より前に事前着手することができる。なお、事前着手日から補助金交付決定日までの間に、発注・契約、納品及び支払（決済）の全てが完了しているものは、補助対象外とする。
- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるもの
- (2) 事業の実施に当たり、特に長期間を要するもの
- (3) 早期着手により、事業費の増額の防止が予想できるもの
- (4) 他の事業に関連し、早期着手する必要があるもの

(変更等の申請)

- 第11条 第9条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、計画書の内容を変更等（変更・中止・廃止）しようとする場合には、速やかに京都市 AI・ロボティクス導入支援 PoC 補助金変更等（変更・中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を当財団に提出しな

なければならない。ただし、次の各号に規定する軽微な変更の場合を除く。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
 - (2) 補助対象経費の総額の変更が3分の1以内の減額であるもの
 - (3) 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更であるもの
- 2 当財団は、前項に規定する変更等の申請があったときは、その内容を精査のうえ、承認の可否を決定し、京都市 AI・ロボティクス導入支援 PoC 補助金変更等承認（不承認）通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業の完了日から起算して14日を経過した日、又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、京都市 AI・ロボティクス導入支援 PoC 補助金実績報告書（第7号様式）に別に定める募集要領に掲げる書類を添えて、当財団に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 当財団は、前条による報告を受けた場合は、その内容を審査し、本事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、京都市 AI・ロボティクス導入支援 PoC 補助金交付額決定通知書（第8号様式）により補助事業者へ通知する。

（補助金の支払）

第14条 補助金の支払は、補助金の額を確定した後に、補助事業者が指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、当財団の指定する日までに請求書（第9号様式）により、当財団に請求を行うものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の支出を明らかにした書類を整備し、5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による書類の整備に当たっては、補助事業等と補助金等の交付の対象とならない事務又は事業とを明確に区分することができるようにしなければならない。

（交付決定の取消及び返還）

第16条 当財団は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、交付予定額若しくは確定交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱又はこれに基づく交付条件若しくは当財団の指示に違反したとき
- (2) この要綱に基づいて提出された書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 補助金を使用せず、又は補助金の交付の目的に反して使用したとき
- (4) その他不正があったとき
- (5) 廃業、解散、破産等事業の継続が不可能となったとき

（知的財産権の帰属）

第17条 補助事業者の、本事業により生じた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、次の各号の条件に応じて補助事業者へ帰属させることができる。

- (1) 本事業により成果が得られた場合には、遅滞なく、当財団にその旨を報告することを補助事業者が約すること
- (2) 京都市が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には無償で当該特許権等を利用する権利を京都市に許諾することを補助事業者が約すること
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、京都市が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用

する権利を第三者に許諾することを補助事業者が約すること

(財産の管理)

- 第18条 補助事業者は、本事業による取得財産等について、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、当財団が定める期間は処分してはならない。また、当財団が定める期間を経過する前に取得財産等を処分することにより収入があったときは、当財団に書面で報告し、当財団の請求に応じその収入の一部を当財団に納付しなければならない。

(財産の処分制限)

- 第19条 前条第2項に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）に準じるものとする。
- 2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、取得財産等処分承認申請書（第10号様式）を当財団に提出し、承認を得なければならない。

(成果の把握のための調査と広報への協力)

- 第20条 本事業終了後、補助事業者は、当財団や京都市が行う、事業の成果（事業の売上獲得等の進捗状況、補助事業者全体の売上増、雇用増等の波及効果の状況）に係る当財団の継続調査や発表会に協力しなければならない。

(立入検査等)

- 第21条 当財団は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(その他必要な条項)

- 第22条 この要綱に規定するもののほか、事業の実施に関し必要な事項は当財団が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

●中小企業等

以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかに該当する企業

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員の数※)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まない。

別表2（第7条関係）

●補助対象経費

事業を実施するために直接必要な以下の経費であり、本事業で支出されたことを証明できるものに限る。

経費区分	内容
ハードウェア 購入費	本事業における概念実証（PoC）の実施に直接必要な機器・ロボット等のハードウェアの購入、リース及び改良に要する経費
ソフトウェア 購入費	本事業における概念実証（PoC）の実施に直接必要な、ソフトウェア等の購入・利用に要する経費
システム 構築費	本事業における概念実証（PoC）の実施に直接必要な、システム構築・改修（設計・開発）に要する経費 ※改修に係る経費については、概念実証（PoC）実施に必要と認められる経費に限り対象とします。
クラウドサービス 利用料	本事業における概念実証（PoC）の実施に直接必要な、クラウドサービスの利用に要する経費
知的財産権取得費	本事業における概念実証（PoC）の結果として得られた技術その他の成果に関連した知的財産権の取得に係る経費。 ※ただし、本事業の補助期間内に支払が完了するものに限りします。
導入関連経費	機器・ロボット導入、ソフトウェア購入及びシステム構築に付随して使用する機器等に係る消耗品費・その他の経費

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

●補助対象とならない経費

- ・事業計画に伴わず、単に設備等の更新を目的とするもの。
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（スマートフォン、パソコン、プリンター、記録媒体等）の購入費（本補助金事業実施のために真に必要なものであり、相応の理由があるものについては補助対象とする）
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費を除く。）
- ・本事業に係る人件費（パート・アルバイト含む）
- ・本事業に係る旅費・宿泊費
- ・官公庁へ支払う出願料・手数料等（特許出願等）
- ・公租公課（消費税・収入印紙代金等）
- ・振込等手数料（代引手数料を含む。）及び両替手数料
- ・借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ・不動産購入費
- ・飲食・接待費
- ・書籍などの資料購入費
- ・積算根拠の確認が出来ないもの。
- ・公的資金の使途として社会通念上不適切と当財団が判断したもの。

別記（第4条関係）

●みなし同一事業者

親会社が議決権の50%以上を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一事業者とみなし、いずれか1社のみでの申請しか認められません。また、親会社が議決権の50%以上を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一事業者とみなし、このうち1社のみでの申請しか認められません。これらの場合において、複数の事業者が申請した場合には、申請した全ての事業者において申請要件を満たさないものとして扱います。なお、個人が複数の会社「それぞれ」の議決権を50%以上保有する場合も同様に、複数の会社は同一事業者とみなします。また、親会社が議決権の50%以上を有する子会社が、議決権の50%以上を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%以上を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一事業者とみなします。なお、みなし同一事業者の判定にあたっては、配偶者・親子及びその他生計を同一にしている者はすべて同一として取扱います。過去に交付決定を受けた個人事業主が設立した法人についても、同様の取扱いとします。加えて、上記に該当しない場合であっても、代表者及び住所が同じ法人、主要株主及び住所が同じ法人、実質的支配者が同じ法人についても同一事業者とみなし、そのうち1社のみでの申請しか認められません。（実質的支配者の確認方法については、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）」で定められています。）本補助金を受けることを目的に、主要株主や出資比率を変更し、申請することも認められません。